

○総務省告示第二号  
経済産業省

経済センサス活動調査規則（平成二十三年経済産業省令第一号）第五条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定め、告示する。

なお、令和三年総務省告示第二号（経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件）は廃止する。

令和八年三月三十日

総務大臣 林 芳正  
経済産業大臣 赤澤 亮正

都道府県名	市町村名	経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第八条の二第一項の規定に基づく令和七年四月一日現在の調査区の番号
福島県	南相馬市	〇一〇八 〇一七〇 〇一七二
	富岡町	〇〇〇二 〇〇〇四 〇〇二二 〇〇二八 〇〇三二
	大熊町	〇〇〇一 〇〇一四 〇〇一七

飯館村	葛尾村	浪江町	双葉町
〇〇二一 〇〇二二	〇〇〇五	〇〇二三 〇〇二六 〇〇三二 〇〇四二 〇〇四六	〇〇〇一 〇〇〇九 〇〇一二 〇〇一四 〇〇二五